

大阪府、大阪市及び池田泉州銀行による環境・エネルギー施策連携協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び株式会社池田泉州銀行（以下「丙」という。）は、環境・エネルギー施策について連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が環境・エネルギーの分野において、相互の人的・知的資源を効果的に活用し、有意義と認められる次条記載の協力事項に係る諸事業を行うことにより、地域における環境・エネルギー施策を効果的かつ持続的に推進し、低炭素社会の実現や再生可能エネルギーの普及などに資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携し協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 温室効果ガスの削減を図る事項
- (2) ヒートアイランド対策の促進を図る事項
- (3) 創エネルギー、蓄エネルギー及び省エネルギーの促進を図る事項
- (4) 太陽光発電事業の促進を図る事項
- (5) 甲及び乙が実施する施策のPR・広報に関する事項
- (6) その他、甲、乙及び丙が必要と認める環境・エネルギー分野に関する事項

（連絡協議会の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定を円滑に実施するため連絡協議会を設置する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定書に基づき提供された情報のうち、秘密である旨の表示がなされた情報を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。

- (4) 法令による開示を求められたもの。
- (5) 法令上守秘義務を負う者に開示を求められたもの。
- 2 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業内容についても極秘に保つものとし、相手方の事前許諾の無い限り第三者に開示してはならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 4 甲、乙及び丙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前3項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第6条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙丙協議のうえ、これを決定する。

以上のおおりに協定を締結したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事
松井 一郎

乙 大阪市
代表者 大阪市長
橋下 徹

丙 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州銀行
代表取締役
藤田 博久